

予算特別委員会記録

○開催日 令和8年6月19日 午前9時30分～午前11時27分

○場所 議場

○出席委員

2番	下竹芳郎	委員長	3番	辻本貴志	副委員長
4番	上迫正幸	委員	5番	水野正子	委員
6番	立石幸徳	委員			
8番	味園美和子	委員	9番	禰占通男	委員
10番	平田るり子	委員	11番	橋口洋一	委員
12番	吉嶺周作	委員	議長	眞茅弘美	

【議題】

議案第50号 令和8年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第50号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前 9 時 30 分 開会

○議長（眞茅弘美） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
〔委員長に下竹芳郎委員、副委員長に辻本貴志委員を選出〕

△議案第50号 令和 8 年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）

○委員長（下竹芳郎） 本委員会に付託された案件は、補正予算 1 件であります。
議案第50号令和 8 年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○財政課長（田代勝義） 議案第50号令和 8 年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,700万円を追加し、予算総額を153億3,700万円にしようとするもので、当初予算額に対し0.4%の伸びとなります。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか 1 事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費ほか、11件を記載しております。

なお、今回の補正財源につきましては、国庫支出金4,203万4,000円、繰入金3,164万8,000円、県支出金710万4,000円、諸収入614万8,000円の増と、市債1,990万円、寄附金 3 万4,000円の減で措置いたしました。

以上、概略御説明申し上げましたが、審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（下竹芳郎） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○4 番（上迫正幸） 説明資料の11農業後継者育成対策事業補助についてです。

当初予算で240万円が計上され、今回補正で120万円が計上されていきますが、この説明をお願いいたします。

○農政課長（沖園信也） 今回の補正につきましては、当初予算で新規就農者 2 名を予定しておりましたが、現在把握している新規就農者が 3 名となったところでございます。1 名増えております。

この農業後継者育成対策事業は、国の経営開始資金の対象とならない方々を対象としておりますので、親元就農される方を対象としておりますので、そういった方が 3 名出てこられて、1 名分の予算がなかったものですから、今回補正を組んだということとなります。

○4 番（上迫正幸） 農業後継者等も 3 名の予定とありますが、お茶とかそういう分野が分かりましたら、お願いいたします。

○農政課長（沖園信也） カンショが 1、養鶏が 1、肉用牛が 1 の 3 名でございます。当初は、茶 1、花 1 で予算を計上しておりました。この方々につきましては、今年度まだ就農予定がないということでした。ですけど、新規に今、説明しましたカンショ、養鶏、肉用牛の農家の後継者の方が就農されているという状況です。

○4 番（上迫正幸） この120万円の補助金の使い道というのは、これには使っていい、これには使ってはいけないということはあるのでしょうか。

○農政課長（沖園信也） この事業の補助金交付要綱の対象、目的としまして、就農直後の生活基盤が安定するまでの 1 年間に対しての支援ということとなっております。

○4 番（上迫正幸） 120万円ということで、1 年だけではなかなか農業のほうも軌道に乗らな

いと思うんですが、これは1年だけの予定ですか。それとも2年、3年続ける予定でしょうか。

○農政課長（沖園信也） 実際就農いたしまして、しばらく定着というかずっと就農されるかどうかというのを見極めた上での交付をしていくこととなっております。支給の期間につきましては、1年間となっております。

国の新規就農者育成総合対策事業につきましては、複数年補助をしている状況でございます。

○4番（上迫正幸） 最後に1点だけお聞きいたします。

ここ二、三年の間に大塚の花弁農家の方が事業を廃止する、もう花を作らなくなる、やめたいという声を農政課では把握しておられるのかを1点だけ教えてください。

○農政課長（沖園信也） はい、そのような話は聞いているところでございます。

○10番（平田るり子） 説明資料8のGISを活用した地籍図等のデジタル化構築事業委託についてお伺いいたします。

現在では、何ができていて、導入によって今後どのようなことが可能になるのか、どのように変化していくのか、お聞きいたします。

○税務課長（福永賢一） 本市では、昭和55年から平成8年にかけて土地の地籍調査を実施しておりまして、その成果に基づく地籍図や一筆ごとの座標値等の地籍情報を税務課固定資産税係で管理しているところです。

この事業は、その地籍調査の成果の図根多角点座標値や一筆座標等の地籍情報について、現在紙ベースで保管しているものをデジタル化するものでございます。

例えば土地を分筆するための面積計算や、家屋を新築する際の隣接地との境界の確認などで、現地を調査するために必要に応じて、この地籍情報を申請に基づき交付しているところですが、紙ベースのため場所の検索にかなりの時間を要しております。

今回、この事業を取り組むことで作業が迅速化して、窓口での待ち時間が短縮され、行政サービスの向上が図られること、それからこれまで保管スペースがありましたので、そういった部分が削減されることにより、業務の効率化が図られると考えております。また、庁内各部門が事業計画の策定時の際活用できるようにしたり、インターネット上で市民等への情報提供を行うことで、利便性の向上を図りたいと考えております。

○10番（平田るり子） 今回、私も一般質問いたしました管理不全土地や共同山の現状把握とか、所有者調査の効率化についてはどのように活用されていくのか、教えてください。

○税務課長（福永賢一） 現在、先ほど申しましたように地籍情報をデジタル化するものでございますので、次のステップでそういった作業をするときに、そういった情報を迅速的に把握できるようになるという部分で、その次のステップのことを、今回の部分でそこまでは含めてしているものではございません。

○10番（平田るり子） この導入によってこれからいろいろ進んでいくということですね。このGISを活用した行政業務の効率化が進むと思うんですが、そういったところも進んでいくのでしょうか。

○税務課長（福永賢一） 統合型GISといいまして、それぞれの各部門が持っている情報等を統合して、各課がそういった情報を共有できるという部分で効率化が図られると考えているところです。

○総務課参事（平田寿一） 一般質問でも空き家のことが出ているんですけれども、このGISの地図の中に、今回実態調査をした空き家のデータも落とし込んであります。

ただ、公開形にはなっておりませんで、庁内で空き家の業務に携わる一部の関係課のみ、データを閲覧でき業務の効率化を上げるという観点で地図に落としていっているところです。

○10番（平田るり子） 一般質問の中ではなかなか進まないというお話だったんですが、今この事業導入ですごく進んでいくのかなという期待が見えました。

次に、説明資料6のA c r o c i t y × B I 導入事業委託についてお伺いいたします。これはどのようなデータが利用できる事業になるのでしょうか。

○企画調整課参事（大江武史） A c r o c i t y × B I 導入事業につきましては、本市が保有する大量かつ取扱いが難しい住民情報等を匿名化し、オープンデータとしてグラフ・マップ等で市民や地域事業者に分かりやすく可視化して出力するサービスを導入しようとしています。

これを行うことで、本サービスを市民が利用し、また地域事業者のこれまでの経験や勘に頼るだけでなく、収集・分析した客観的なデータに基づいて課題解決等を行うデータドリブン経営の実現ですとか、市民の日常生活における質の向上として、居住エリアの選択、イベントを設定するときの分析、そういったものに利用され、最終的にはまちの満足度向上につなげていきたいと考えております。

これがオープンデータとして提供する場合の一つの利用方法、そしてもう一つの利用としては行政内部での利用も考えております。

これまで政策立案する上で、職員がいろいろな資料等を分析するのに多大な時間がかかっておりました。これを証拠に基づく政策立案をE B P Mと申しますが、これを推進して、このA c r o c i t y × B Iを導入することで、自治体の持つビッグデータを円、棒、折れ線などの豊富なチャートアイテムに表現することができるようになりますので、視覚的にエビデンスに基づく政策を企画立案することができるようになるというのがもう一つのメリットになっております。

○10番（平田るり子） ということは、職員自らこのデータ分析とか、グラフ化をできるという認識でよろしいんですか。

○企画調整課参事（大江武史） 今委員がおっしゃる、できると申しますか、もう既にそういった多くの情報が視覚的に整っている、そしてその中から自分が必要な情報を抽出して政策に反映させていく、そういった流れになっております。

○10番（平田るり子） 導入後においては、これまで、いろんなアンケート調査を外部に委託していたもの、こういったものは、これから自らできるという可能性はないんですか。

○企画調整課参事（大江武史） 今委員がおっしゃったアンケート調査につきましては、ゼロからデータを集めるという作業ですので、そちらについては、やはりアンケートを実施して、まずデータを収集するため、そこについてはこれまでと変わらないと思っております。

○10番（平田るり子） そのアンケート調査をしたりとかそういった分析をしました。そして、市民の方に公表して冊子に、今回養豚場跡地の件でもありました、ああいうものを外部の委託会社に委託しないで、自ら作成することってというのは不可能なんですか。

○企画調整課参事（大江武史） 例えば、アンケート調査で集まったデータというものを、既存のデータとして保有して、それをこのA c r o c i t y × B Iを使って様々な分析を行うということは可能だと認識しております。

○10番（平田るり子） 分かりました。この維持管理費は今後幾らぐらいかかるのですか。

○企画調整課参事（大江武史） 維持管理としましては、当該システムの利用料としまして、月額20万円程度、そして先ほどから申しますように、分析という機能も入っておりますので、それにかかる費用が月10万円程度、計月30万円程度必要になってまいります。

○10番（平田るり子） 単なるデジタル化のためのデジタル化ではなく、市民サービスの向上や事務効率にどのような事務効率がこれから見込めるのか、そういったところをどのようなことができていくのかっていうのを、簡単にでよろしいので教えてください。

○企画調整課参事（大江武史） 行政内部での利用というのは、先ほどから申しますように、政策立案というところの基礎資料のエビデンスとして利用することが一番大きな柱になってまいります。

オープンデータとして外に出すデータにつきましては、匿名化された情報ですので、個々の個

人情報等が特定されないようになっています。

その利用につきましては、例えば、市民の方、または市外にお住まいの方が枕崎市内に転居されるときに、その人口動態のオープンデータを見ながら、例えば子育て世帯が多い地域に住みたいなど、そういった選択ができるようになりますし、例えば事業をされている方が枕崎市内で販売促進を考える場合に、枕崎市内にはどういう家庭状況の方、单身の方が多いのか、それとも4人世帯、複数世帯の方が多いのかそういった情報を可視化して見ることができ、その中で、今後どういう展開をしていこうというようなことが考え得るかと思います。

また一方では、何かイベントを開催する際に、そのエリアを限定して、こういう人をターゲットにイベントをしてみようとか、そういったことも可能かと思っております。

○10番（平田るり子） 今回この補正にデジタル化がかなりたくさんいろんな項目から出ているんですが、これから恐らく導入されて、かなりいろんなことが変わるんだろうなという期待はしております。ほかにもありますけれども、次、保留いたします。

○3番（辻本貴志） 関連で、A c r o c i t y × B I の連携するデータっていうのは、住民基本台帳とか税とか福祉とか子育てとか、これをデータ化しますよっていうのも具体的に決まっているのでしょうか。

○企画調整課参事（大江武史） 具体的には、今後、委託事業者とのやり取りの中で決まっていますが、今委員がおっしゃったとおり、本市の持つ人口動態の情報や土地家屋の所有者情報、税情報、そういったものも掛け合わせながら、ただし、情報については匿名化していくというところで、御承知おきください。

○3番（辻本貴志） さっきのG I Sを活用した地図等のことも含めてなんですけど、今ある枕崎情報マップっていうサイトがありますけど、あそこにも連携するようなA c r o c i t y × B I も含めて連携するような予定はあるのでしょうか。

○企画調整課参事（大江武史） 枕崎情報マップとどう連携できるかは今のところ未知数ですので、そこは今後検討させていただきたいと思います。

○9番（禰占通男） 今もありましたように、このG I Sについて先ほど境界等も確認することになるということですよね。

○税務課長（福永賢一） 一筆座標と申しまして、土地の一筆ごとに点の位置、その部分が、いわゆる座標値、緯度経度に近い東西と南北の位置情報が数値化されているものがございまして、そういったものを確認して、現地の復元とか、確認とかに活用、現在もそういった調査のときにはそういう情報を取得していただいて、測量する作業とかをされていますが、それをデジタル化するものでございます。

○9番（禰占通男） 本当にこの境界の座標を特定っていうか、確認するには結構お金もかかるんですけど、770万円という金額は、この確認作業の中の費用とかも入っているんですか。補正が組まれている部分は。

○税務課長（福永賢一） 先ほども申しましたが、地籍調査の成果に基づく、そういった一筆座標値の数値、羅列した数値でありますとか、図根点といいまして、その基準になる点ですね、そういったものの位置、その座標値でありますとか、そういったものを紙ベースで管理しておりますので、それをデータ化するための費用が733万5,000円になります。

○9番（禰占通男） そうすると、これは単年度だけの予算ということですか。

○税務課長（福永賢一） はい、そのとおりでございます。

○9番（禰占通男） そうすると、地籍もできてない枕崎の土地もあるけど、そういった中で地籍が終わった部分は毎年、作業にかかるということですか。

○税務課長（福永賢一） 異動がありますので土地はですね、そういったのは随時修正していくということになります。

○9番（禰占通男） 一番大事なところだけど、それを公開するの、公開はしないの、もう結局役所内だけの確認ということになるのかな。

○税務課長（福永賢一） 座標値とかそういった数値の部分については、公開する予定でございますので、市民も確認できることになると思います。

○5番（水野正子） 補正予算書の末尾資料5の地域公共交通システム推進事業については、初日本会議で地域交通計画を策定することになった具体的な背景と必要性についてはお聞きしたんですが、この計画を策定するに当たり、単に他市の事例を当てはめるだけでは意味がなく、枕崎は、中心市街地と周辺の農村地と、また水産加工などの産業構造も含めて、特有の移動ニーズがあると考えます。

本計画においてどのような交通体系を視野に入れているのか、現時点での方向性をお伺いします。

○企画調整課長（笹原正二） 初日本会議の質疑でも申し上げましたけれども、この地域公共交通計画につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、実際の努力義務として策定するものでございます。

これにつきましては、地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を描いたマスタープランであるという位置づけでございますので、当然ながら、地域に根差したものでなければならないということでございます。

その上で、本市といたしまして、先ほどありました他自治体の事例につきましては、当然、先進自治体のものというものは、その中にも含まれておりますので、そこは一定程度参考にしながら、取り入れられるものは取り入れてということになります。ただ、他市が行っているものそのままを当てはめるだけでは、本市に根差した公共交通システムを構築できないものと考えておりますので、本市特有の地理的、産業、社会的背景を踏まえまして、地域経済のニーズに合致した公共交通体系をデザインしていかなければならないと、それが重要であると考えております。

地域公共交通計画において最も重視されますのが、今、生活されておられます地域において、時間的、距離的交通空白地というのをどれだけ埋めていけるかということが一つの課題です。

もう一つは、それによって体系づけられた公共交通につきまして、持続可能性を高めていかなければならない、それを永続的に進めていかなければならないということが最優先課題だと考えております。

現在、実証事業を行っております予約型乗合タクシーのこの精度を高めていくこと、そして既存のバス路線、JRであるとかこういったものとの連携をどうやって、維持も含めて図っていくか、これが現在、市が取り組んでいる内容ですけれども、これについてはさらに進めてまいりたいと思います。

地域公共交通計画は、来週22日には公共交通活性化協議会が行われまして、まずはキックオフとして年間スケジュール等を計画としてまた審議していくこととなりますけれども、その中で、具体的に地域の方、専門家の方、行政機関の方を交えて、本市としてあるべき姿、将来像を掲げまして、計画策定をしていくという流れになっています。

○6番（立石幸徳） 私も初日本会議で触れました予算書20ページの水産加工業環境施設整備促進事業、これ従前から要綱が例規集にあったはずだと思って、例規集をチェックしても、現在出ていなかったもんですから、担当課に直接、この要綱を頂きました。

それで、この事業の目的といたしましうか、水産加工業、かつおぶし製造業は、事業に伴う排水を本市の公共下水道に接続するための整備を目的とした施設、これが対象施設、そういうことで、これまでも何回かあったと記憶しているんですけど、まず、これまでの実績としてはどれぐらいになっているんですか。

○水産商工課参事（桑原英樹） 枕崎市水産加工業環境施設整備促進補助金の実績ですが、平成

22年度に施行して以来13事業者に補助金を交付しているところです。

○6番（立石幸徳） 今回の予算に出されている事業者については、これは昨年市議会でも地元住民の方々が出された陳情を採択して、該当する事業者ということで、再確認というかそういうことでよろしいんですかね。

○水道課参事（山崎弘人） 今回、水道課に申請が出されている事業者については、昨年出てきたところの事業者になります。

○6番（立石幸徳） ですから、このことは私は議会も責任を伴うことだと思うんですよ。だって1年前の陳情を採択したのは議会ですからね。それがどうなっているのかということは、議会として当然、しっかりとフォローし、また採択したことに実態がなっているのか。そういうことから私はこだわりを持ってお尋ねをさせていただきたいわけです。

採択したら、ここに陳情文は持ってきてないですけどね、排水の垂れ流しをさせるなということが一番の前提ですよ。現在、垂れ流しになっているのかどうか。これはどうなんですか。

○水道課参事（山崎弘人） 昨年問題になった業者の中で、下水道区域内にある業者は1社でありました。その業者については、今も垂れ流しの状態にはなっております。

ただ、今水道課と排水設備の工事業者で工事の事前協議を行いまして、昨日、申請も行われたところですよ。

間もなく工事に着手されます。資材等の調達に少し時間がかかるかと思われませんが、解消される見込みということで認識しているところです。

○6番（立石幸徳） 下水道区域内については今、水道課参事が言われたような状況、昨日申請が出されたとのことで、その下水道区域内の事業者については、前向きに改修するということになるんでしょうが。

そうしますと、本市の下水道区域内全体の状況は、今度のその事業者の接続によって、全ての事業者が下水道区域内の事業者は接続をすることになると、こういう確認でよろしいんですかね。

○水道課参事（山崎弘人） 下水道区域内の接続についてですけれども、区域内の加工場の接続については、現在37工場中35工場が接続しており、94.6%の接続率であります。今回、この1工場が接続をされますと、37工場中36工場が接続ということで、残り1社1工場が未接続となっているところです。

○6番（立石幸徳） 残り1工場はどこですか。

○水道課参事（山崎弘人） 事業所名は控えさせていただきますけれども、昨年が1社2工場でしたので、同じ事業者になると思います。

○6番（立石幸徳） 今の説明でいくと、同じ企業が今度は昨年議会に陳情で出された当該地域における工場は接続をするけど、もう一つ、別工場を持っていて、そのところは下水道接続の見通しは立っていないと理解すればいいんですかね。

○水道課参事（山崎弘人） 昨年市長も同行いただいて、その社長とも面談をしたところです。

そのときについては、今回接続するところについては、本年度6月までに着工をしたいという話でありましたが、もう一つの工場につきましては、今回、接続するほうに生切りを移行する可能性もあるということで、少し猶予をいただきたいという話もあったところです。

○6番（立石幸徳） 可能性の話で言われておりますけどね。これまでの今水道課参事の説明からいくと、新たに下水道に接続する工場は、後からの工場ですよ。もともとあった同じ企業のところが、可能性を言われますけど、ずっとこれからもしばらくは下水道接続はしないで垂れ流しが続くと考えられますけど、そういうことでよろしいんですか。

○水道課参事（山崎弘人） 事業所の経営状況等もあると思います。これまでも事業所訪問をして、接続依頼を行ってまいりましたが、今後も引き続き関係課及び関係機関と連携をしながら、粘り強く、早期に接続をしていただけるようお願いをしていきたいと思っております。

○6番（立石幸徳） 初日本会議もそうですし、これまでも、この水産加工場の排水の件については、お願いお願いをもう何十遍と聞いていますけどね。あとの下水道区域外の件もまたちょっとお尋ねしますが、環境問題として。お願いで終わる話じゃないんじゃないですか。

まず下水道区域内の部分については、本市の下水道の取組、特に本市の基幹産業である水産加工業、この事業者については、下水道法とは別の特別な配慮がなされてきているわけですよ。

というのはもう、本来なら下水道法の立場からいくと、区域内にある事業者は、個々の事業所が除害施設、下水道法で定められた水質の基準に適應できるように1か所1か所の事業所が除害施設を造るのが原則なんですよね。

それを本市の場合は、特例措置として、各事業所に1か所1か所除害施設は造らすことはせずに、工場内の排水をまとめて、もう下水道管にストレートに、一定の規制値はありますが、流せるようにして、しかもそういう施設を造る場合は、先ほどから言ったように、平成22年からは補助金まで出して、特別な計らいをして取り組んできている。

それにもかかわらず、まず下水道区域内がまだ九十何%と言われますけど、いまだに完璧に守られていない。この点についてはしっかりとした当局のいろんな見解をまとめて、ただお願いに行くだけでなく、下水道区域内については、副市長にまとめて総括で今後の取組を聞いておきたいと思います。

○副市長（本田親行） 今回予算をお願いした事業所につきましては、ただいま説明いたしました1社2工場の未接続事業所ということで、特に牧園川、馬追川の環境問題について、新聞報道等でも取り上げられ、また市民からの意見もあるところでございます。

これまでこの事業所が接続してこなかった理由の一つとしては、やっぱり経営的な面もあったろうと思っています。

まず、牧園川に流す立神北町の今回接続する工場を優先し、また、ただいま水道課からも説明がございましたが、生切りをする場所を統合、そういった考えもあるとのことですので、そういった様子等も見極めながら、工場を継続する以上、接続していただくことについて、今後ともお願いしてまいりたいと思います。

○6番（立石幸徳） 区域外のことでどうしても言っておきたいんですが、その議会が陳情を採択した関係もありますのでね。

この件については、地元新聞報道も大きな記事が出されて、私どもが一番、非常に悔しい思いをするのは、市外の方々から、枕崎市以外の方々から、その新聞記事を取り上げて、我々にいろいろ問いかけがなされてくるんですよ。非常に私どもとしては、残念至極といいたいようなね。それはもういい気分じゃないですよ。何でこんなことになっているのか。

それで、下水道区域外の今、当該地域の水産加工業、ここの排水対策はどうなっているんですか。

○市民生活課参事（石場竜一） 新聞報道等にあったもう一つの業者ですが、昨日市長と訪問いたしましたので、現在の進行状況とか、考え方を聞いてまいりました。

方法としては、除害施設を造るとか、下水道につなぐとか、方法はあるんですが、以前とすると前向きな方向で検討しているという感触を得たところです。

○6番（立石幸徳） 何度もこだわって言いますけどね、議会はこの陳情を採択してもう1年来ているんですよ。前向きと言いますが、具体的に何がどうその当該事業者からあったから前向きになっていると、今説明、答弁されているんですかね。

○市民生活課参事（石場竜一） いろいろな見積りを取ったり、そういう答えを得ることができました。ただ、中東情勢の関係でいろいろな資材等が値上がりしている中、今すぐ始めますとかそういった答えは得られなかったんですが、以前とすると、かなり前向きな答えが得られたと思っています。

○6番（立石幸徳） これも繰り返しになるかもしれませんが、昨年の議会の陳情の審査の中でも、私自身が出したんですけれども、これまで過去3年間の本市の決算報告書ですね。

決算報告書の本市内の河川の水質の状況を書いた報告書がありますよ。3か年連続でこの馬追川の水質については、改善が急務であると。急がなければならないというのを、全く同じ文章です、全く同じ文章で3年連続決算報告書に書いているわけですよ。そんなことで、急務と言いながら、急務を3年も書いて、これを急務とまた言うんですかと言いたくなりますよね。

そういったことを考えると、まだ私は非常に当局のいろんな対応が業者の皆さんにどうこうというあれはないですけれども、もう初日本会議でも紹介したように、枕崎の河川をきれいにする条例を制定したのは平成11年なんです。そして条例第13条で別表の規則に定めた基準値に適合するように努めなければならないということを、逆にこれを私はしっかりした条例になっているかと言いたくなるんですけれども、努力規定だと。もう条例どおりせんでもいいんじゃないかみたいな考えでずーっと30年近く来ているわけですよ。

これもう最後に、副市長にその区域外の対応についてどう考えておられるのか聞いておきたいと思います。

○副市長（本田親行） 水質汚濁防止法第12条では排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならないと定められております。その適用事業場というのは、50トン以上排出する事業者には具体的にはなるわけですが、ただし本市においては、6番委員がおっしゃるように、河川をきれいにする条例を定めて、これまでも各事業所の努力等もあり、水質の改善は図られてきております。

法の適用は受けないことから強制力はございませんが、引き続き事業者としても努力をしていただき、市としましても対応をお願いしてまいります。

ただいま参事からもございましたが、事業者としましても区域外からの下水道への接続であるとか、また排水施設の整備とかどちらの経費状況も見比べながら検討を進めているということであり、昨日も市長が状況を確認に行かれておりますので、引き続きそういった対応を継続して行っていきたいと考えております。

○委員長（下竹芳郎） ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

○12番（吉嶺周作） 今回のこの水産加工業環境施設整備促進事業の上限が50万円となっているんですが、20分の3以内でなっているんですけど、この工事自体はどの程度の事業の規模になるんですかね、金額的に。

○水産商工課参事（桑原英樹） 今委員からありましたように、補助率20分の3、限度額50万円ということになっております。

整備費につきましては、下水道管の接続に係る経費、グリストラップの整備などが対象となっておりますが、下水道本管までの距離や勾配、そして排水量によるグリストラップの大きさなどで様々となっております。

限度額50万円ということで、税抜額で事業費が333万円程度を超えれば、上限額に達するということですが、今回の補正予算に提案しておりますのが50万円ということですので、それ以上の額にはなってます。しかしながら、事業所によって整備費については様々であります。

○12番（吉嶺周作） これで言うと、グリストラップの整備事業にも交付されると思うんですけれども、本市に水産加工業者が47、そのうち、グリストラップを設置していない工場は何工場あるんですか。

○水道課参事（山崎弘人） 区域内の事業所の中でグリストラップの設置がされていないところは、

現在5社あるところです。

○12番（吉嶺周作） そこに対しての何かグリストラップ接続を求めるような指導とかなさっているんですか。

○水道課参事（山崎弘人） この業者につきましても、訪問をして、グリストラップの設置ということでお願いには行っているところです。

○12番（吉嶺周作） それでお願いをして、いつ完了するんですかね、その5社は。

○水道課参事（山崎弘人） 今のところお願いしか行っておりませんので、まだいつ設置をされるというところまでの確認はできていないところです。

○12番（吉嶺周作） そうすると、グリストラップを設置している水産業者からの不公平感といえますか、2年前に上下水道料金の改定をいたしました、BOD-SSを含むその汚泥の平均基準を2,000から2,500に設定していると思うんですけど、結局、グリストラップをつけていない業者は、それ以上の濃度があるわけですよね。そこがほかの業者からも指摘されていると思うんですけど、今後、その5社についてはもう少し強く指導していったほうがいいと思います。

○9番（禰占通男） 今、接続することになったということですけど、下水道の接続の補助は平成22年から始まったと。それで今個々の加工業者が幾らぐらいかかっているというのは分からないの、大体、平均的に。

○水産商工課参事（桑原英樹） 先ほど申し上げましたとおり、下水道管からの距離であったり、勾配であったり、グリストラップの大きさ、排水量に応じたグリストラップの大きさで大きく事業費は変わるので、一概に幾らぐらいかかるということは申し上げられませんが、先ほども平成22年からこの制度が始まって、13事業者がこの補助金を活用したということで、補助額としては400万円を超えているということになっています。もちろん、上限を超えているところもあれば、そうでない事業者もあります。

○9番（禰占通男） 今から五、六年になると思うんだけど、仁田浦地区の大きな工場ですけど、垂れ流しもあそこら辺はいいんだけど、もういろいろあるから垂れ流しはできないということで、自社で工事したところがあります。工事関係者から聞きました。そのときで8,000万円ですよ。もう今は1億円超すんじゃないか。ロングボディーの4トントラックみたいなタンクを3基、4基埋めて造るわけですから、下水の浄化装置はね。それからすれば400万円ぐらいだったら私は会社経営だったら経費で落とせるし、私は何でしないのかなとずっと思っていたんですよ。

先ほどもグリストラップもあるけど、グリストラップって造るとなれば簡単じゃないですか、型枠してもらって。だんだんに水が流れるようにするだけだから。あと掃除が大変ですよ、しっかりしたものを造らないと。

やはり指導とか技術の公開っていうか、紹介とかいろいろ行政がすることはいっぱいあるんじゃないですか。そういう対応についてどうなんでしょうか。

○水産商工課参事（桑原英樹） 今、委員から金額のお話があって、大きな金額がかかるということで、そのとおりかとは思いますが、これまでに水産加工業環境施設整備促進補助金で、申請のあった整備費に関しては、1,000万円を超える事業費で上がってきている事業はないところです。

○9番（禰占通男） 先ほどの会社はそれをやっていますよ。そしてあと、正月に賀詞交換会というのがあるんだけど、そこで会ったときに、ちょこっとその会社の社長と話したら、ぜひ遊びに来てくださいってそのぐらい胸を張って言っていますよ。やはりそこら辺は私は必要だと思うんですけどね。

それで、今、下水道接続になるということで喜ばしいことですけど、あと一つ今この対象になっている工場の近くにもう一つ工場があります。これも過去の話ですけど、水道工事関係の方が工事に来ているんで、何するのって言ったら、普通の下水道の側溝にパイプを這して、区域内ま

で引っ張って排水すると。いいことですねって言って。だから方法はいっぱいありますよ。

それをずっと私は知っていたから何でかなとずっと思っていましたよ。今も話題になっている工場のことですね。

それと、そこで作っている製品がまた骨抜きをして、相当全国に出回っていることも働いている人からも伺ってね、知ったところですけど。ぜひ、今接続するということで、もし対象の工場が別にあるということですので、そこをどうにか排水を使わなくするのであればそれでもいいし、するのであれば、もう早めに接続対応を私は望んでいます。

○4番（上迫正幸） 説明資料の10内鍋リサイクルセンター管理費です。この445万6,000円の説明をお願いします。

○市民生活課参事（石場竜一） 内鍋リサイクルセンターで使用している4トンダンプ車のエンジンに突発的な故障が判明したことから、それに係る修繕料と代替機のリース料、合計445万6,000円の補正となっております。

○4番（上迫正幸） 修理じゃなく新車に換えるという考えはなかったんですか。

○市民生活課参事（石場竜一） 新車になりますと、この倍では済まない金額になりますので、そのような対応、あと納期も大分遅れますので、そのような対応になっております。

○4番（上迫正幸） このトラックの日頃の使い道はどうなっているんでしょうか。

○市民生活課参事（石場竜一） 粗大ごみ等をなんさつECOの杜へ運搬しているダンプになります。

○11番（橋口洋一） 説明資料2 緊急安全措置業務委託、こちら危険空家の関係だと思うんですが、内容の説明をお願いします。

○総務課参事（平田寿一） 今回、この緊急安全措置を枕崎地区に1棟、別府地区に1棟、合計2棟に対して措置を行う予定になっております。事業費としましては、196万9,000円で、当初予算で60万円の予算を組んでおりましたので、不足する136万9,000円を今回補正をお願いをしているところです。

これから台風シーズンを迎えますが、周囲へ建物の一部が飛散したり、倒壊の危険性を排除するために、緊急的な必要最低限の措置を行うということで、2棟分の措置に不足する分の補正予算を上げているところです。

○11番（橋口洋一） 緊急的な措置というお話もありましたが、こちらのほうは、本来、その持ち主の方が対処すべきものかと思うんですけれども、今回は、どのような内容の処理をされる場所なのでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 2棟ともネットで建物を覆いまして、周囲に飛散しないようにする措置になっております。2棟とも所有者が特定できていないもので、市のほうでこのような措置をします。それまで住んでおられた方がいてその方が所有者かと思っていたのですが、所有者じゃなかったんで、所有者を調べてみたところ、大分前に亡くなっており、それから大分年数がたっていて、所有者が特定できずに、このような措置を講ずることになっております。

○11番（橋口洋一） そうすると、持ち主が分からない、工事はする、作業はする、ということはもう市の持ち出しになってしまう、もうそれ以降追いかけられないという状況になる可能性が高いのでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） そのような形になると思います。

○11番（橋口洋一） 今回は枕崎で1棟、別府で1棟という話でしたが、そういった持ち主が分からない、飛散の可能性があるのでいうのは、もっとほかにもあるかと思うんです。

今後も、やはりこういった形で支出されることが見込まれる棟が何棟ぐらいあるかって検討はついているところでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 除却が困難なケースが11棟ぐらいあるんですけれども、それにつ

きましてはまだ所有者がいたりしますので、そういったケースについては所有者に適切な管理を求めています。

このような緊急安全措置をしなければならないというものは今のところこの2棟だったので、今回補正をお願いしております。

○副市長（本田親行） 11番委員からございましたように、特定空き家の管理については、所有者が行うべきものであり、特定空き家の管理については国の空家等対策の推進に関する特措法に基づいて、適正な管理を行うこととなっております。

しかしながら、本市におきましては特措法が成立する以前に、空家等の適切な管理に関する条例を制定しておりまして、今回の緊急安全措置につきましては、人の生命、身体または財産に危害が及ぶような、例えば通学路にある家の屋根が落ちそうであるとか、そういったことをあえて条例で定めてございます。

今回、特措法と違った部分でございますので、台風の常襲地帯とそういったこともございまして、条例で特別に緊急安全措置を行えるように定めてございますので、本来は所有者そのものが実施すべきものでございます。

○8番（味園美和子） 説明資料11の農業後継者育成対策事業補助に関して、これは農業後継者であれば、申出をすれば、この補助事業というのは受けられるのでしょうか。

○農政課長（沖園信也） この事業につきましては、新規就農された方が対象とはなりますけども、国のほうでも新規就農者育成総合対策事業という形での後継者への支援事業もございまして、そちらの要件に該当しない方を市の単独として支援をしているような内容となっております。

○8番（味園美和子） 先ほどありました就農直後の1年間の生活の基盤をつくるためのということであったんですが、その1年間、また市としてもその補助金以外でも違う形での支援っていうのを何かされているのでしょうか。

○農政課長（沖園信也） この方につきましては、農業後継者ということで親元あるいは親戚の方々が農業されているところの後継ぎという形で就農されていきますので、その就農された場合の生活支援がこの事業であって、ほかの農業用機械補助につきましては、経営者の方を対象に支援する等、そういったものを行っているところであります。

○8番（味園美和子） 次に、6のAcrocity×BI導入事業委託についてですが、事業者がどこか決まっているのか、基幹システムが何年ごとの更新を想定しているのかお聞かせください。

○企画調整課参事（大江武史） まだ予算案を御提示している段階ですので、事業者決定にはもちろん至っていないところですが、行政が持つ内部情報を活用しますので、業者的には、今取り扱っている業者というところで限定されてくるかと思います。

それともう一つ、更新頻度ですが、Acrocity×BIとしてどの程度大元のデータを更新していくかというところは、また委託事業者が決定したときに協議していきますが、年に数回になるのかというところでご承知おきください。

○8番（味園美和子） 次に、23ページの1消防費について、7の報償費についてお願いします。

○消防総務課長（中原勝一） 今御質問のありました報償費について、これは消防団員の退職報償金になります。この退職報償金につきましては、長年、消防団に携わってきて、退職した消防団員の苦労に報いるために設けられたものとなっております。

今年度につきましては、3月31日現在で15人の退職者がいましたが、そのうち14名が退職の報償金の対象者になっているところで、その513万4,000円ということになっております。

○8番（味園美和子） 次に、18の負担金補助及び交付金の説明部分、コミュニティ助成事業とありますが、これについてお願いいたします。

○消防総務課長（中原勝一） このコミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業を財源として実施しているものとなります。

今回、枕崎市消防団といたしまして、地域防災組織育成助成事業、消防団育成ということで申請したところ、交付決定がまいりましたので、これを活用して消防団の資機材等を購入する予定としていただいております。

主な購入資機材としましては、山火事に対応した背負い式消火水囊、資機材搬送のための折り畳み式リヤカー、チェーンソー、研修用のパソコンとプロジェクター等になっていただいております。

○8番（味園美和子） 次に、24ページの教育費、事務局費の項目、8の旅費についての詳細をお聞かせください。

○教育総務課長（中村浩一郎） 令和8年の人事異動に伴います、県から本市教育委員会に異動となった2名の派遣職員の赴任旅費となっております。こちらにつきましては、枕崎市旅費支給条例第3条にあります、職員が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対して旅費を支給するということと定められていただいております。

○6番（立石幸徳） 消防の関係で23ページ、消防学校の入校経費33万円と出ているんですけど、今度計上している分は、いつからの入校になるんですか、学校にいつから行かれるのか。

○消防総務課長（中原勝一） この入校経費についてですが、令和8年2月に実施した職員の追加募集について、新たに2名採用が決定しましたので、当初予算に見込んでいなかった必要経費となります。この職員につきましては、令和8年10月から消防学校に入校することを予定としていただいております。

○6番（立石幸徳） 当然、消防学校に行って、いろいろな訓練をし、消防の職務にしっかりと対応できるよう学校でいろんなことを学んで、また現場での消防活動に、職務に携わっていくと思うんですけど。

その学校でいろいろ学ぶ、言ってみれば、資格っていいまいしょうかね、一定のものを学ぶということでしょうが、消防の場合も、単に消防学校で訓練、学習する以外に消防の職員として取得しなければならない資格っていいまいですかね、例えば消防車の大型っていうものもございしますが、そういう免許取得とか、今現在、消防職員が公費ではなくて、職員個人として取得して、経費も当然、自分の自腹で払いながら資格を取る、そういった状況というのはどうなっているんですかね。——今のことでちょっと補足したいんですけど、要は公費でもって、消防職員として公費で取らなければならない資格、救急救命士とか、公費でもって消防職員が資格みたいなもの取る、その状況を知りたいんですよ。

○副市長（本田親行） 詳細についてはまた後ほど消防からお答えしますが、消防職員として必要なもの、例に挙げられましたけれども、救命士の資格取得については、公費で負担していただいております。

今回、当初予算でお願いいたしましたが、大型自動車の免許を持ってなくても支障が生じないよう、消防団員については普通免許でも運転ができるように車両のほうの配慮を行いました。

また消防職員についても、なかなか大型自動車の資格取得がなくて苦慮していた面もございました。これまで大型免許の取得につきましては、個人の財産ということで、自己負担で取ってきた経緯が以前からございました。

しかしながら、消防車を公務で運転する以上は、公費負担も必要じゃないかということで、各市の状況、何市か補助をしている実態もございましたので、そういったところの実態も参考にしながら、今回、当初予算で補助制度を設けて、免許取得の促進を図ることとしていただいております。

○6番（立石幸徳） 今、副市長からあったようなことを明確に、というのがこれ私あんまり正直本音を言うと触れたくないんですけど、消防職員のほかへの異動というのがある中で、公費負

担がどうなっているのかというのも市民の間でやっぱりいろいろ我々も議員として聞かれるものですから、私は公費負担すべきだと思いますよ、個人としてはですね。

ただその状況をしっかりと我々も分かっていないといけないと思っているからお尋ねしているんですよ。

○警防課長（中原広次） 今お尋ねの消防学校以外での資格取得ですが、救急救命士の資格のほかに必要となるのが、消防無線の関係で第3級陸上特殊無線技士、これも公費負担となっております。そのほかに救助業務等を行う上で必要な小型移動クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習、そのほか救急関係に必要なJ P T E C等必要な資格については、公費負担で資格取得している状況になります。

○3番（辻本貴志） 末尾資料3のL I N E導入事業委託について、752万4,000円の説明をお願いします。

○総務課長（山口太） 本年度からのL I N E導入に当たって、L I N Eの構築経費と、L I N Eの運用保守経費合わせて591万8,000円を当初予算でお願いいたしました。

今回、本年4月1日に地域未来交付金の交付決定がなされました。本年度の当初予算ではただいま申し上げたL I N Eの運用保守経費については、本年の8月から来年の3月までの8か月分の経費をお願いしていたわけですがけれども、先ほど申し上げた交付金の交付決定がなされまして、財源の手当てができましたので、プラス24か月分、令和10年度までのL I N Eの運用保守経費について、今回の補正で予算措置をお願いしたものでございます。

○企画調整課参事（大江武史） あわせまして御報告ですが、今、総務課長からもございましたように、地域未来交付金、歳入予算でも計上されておりますが、こちらにつきましては、4月1日には、今、この説明資料にお示ししております3のL I N E導入事業委託、そして6のA c r o c i t y×B I導入事業委託、そして8のG I Sを活用した地籍図等のデジタル化構築事業委託、9のごみ分別A I導入経費、以上、補正予算としては4本ですが、事業としては3つの事業で交付金1,994万5,000円の歳入があるところです。

○3番（辻本貴志） このL I N E導入に関してですけど、事業者が決まっているのでしょうか、決まっていたらその事業者と、その事業者によってやっぱり得意不得意があると伺っているので、その辺が分かれば教えてください。

○企画調整課参事（大江武史） 交付金に絡めて、このL I N E導入事業につきましては、総務課、そして市民生活課の説明資料でいう9のごみ分別A I導入経費、これもあわせてL I N E導入ということで協議しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

事業者につきましては、今3番委員からもありましたように、それぞれ得意不得意の分野があることは認識しております。

ただ、もちろん事業決定に至っているわけではなく、その得意不得意分野も踏まえ、総務課、企画調整課、市民生活課で協議しながら、こういった分野に着目して、事業者決定を行えばいいのかを協議、検討しているところです。

○9番（禰占通男） 今L I N Eが出たんですけど、関連で、結局、使用開始になった場合、県もL I N Eがもう何年も前から入って、初めて使っていますけど、使い方としてはどういう内容になるの。県みたいにもいろいろ県政についてだったり、県民の支援に使ったり、うちが取り組んでいるような事業とかもそういう全部L I N Eに入るんだけど、そういった商品券みたいなあれまでするのか、今いろいろ減税で商品券を発行したりというのまで取り組むんですかね、L I N Eで。

○企画調整課参事（大江武史） どういった情報を掲載するかというところは決定していません。ただし、地域未来交付金の申請をしておりますので、その中で想定する事業として、少しお示しいたします。

想定している導入機能の予定としましては、まずは情報配信サービス、様々な情報を発信するということなんです。2つ目が防災情報と連携をしまして、防災に関する情報を自動転送することを予定しております。そしてもう一つが、動的リッチメニューと申しまして、本市では未導入ですが、各市で導入されているLINEの画面におきましては、例えば防災情報や今回我々が導入しようとしているAIごみ分別の情報などメニュー表というものも掲載されるようになります。

そして最後に、AIチャットボット、こちらについても導入していきたいと考えております。こちらについては、口語調で質問をすれば、答えが返ってくるというような認識をしていただいてよろしいかと思います。

○10番（平田るり子） 導入前ですけれども、導入してからはなかなか間に合わないかなということで、ランニングコストが増加していく仕組みになっていたり、あとは利用者数や配信数に応じて費用が変動する契約なのか、それとも定額制なのか、そういったところはもう現在はまだ分かりませんか。

○総務課長（山口太） 先ほど企画調整課参事から答弁がございましたように、いわゆるLINEの拡張ツールを運営する業者というのが、3番委員からもございましたように、その業者の製品によって使えることがいろいろあるんですけど、それぞれの業者ですね。そういったこと等を踏まえてどこの業者と契約するか今検討しているところでございます。

あるいは近隣市の、もう既にLINEを導入している団体に行って、その運用状況を調査したりとか、現在そういった状況でございますので、まだどこの業者と契約するか、拡張ツールの運営業者ですね、そちらのほうを検討中ですので、まだその契約内容までは今申し上げられる段階ではないところです。

○10番（平田るり子） やっぱり近隣市でもう始めておられるので、そこは研究して、どうかいい運用ができるようによろしくお願いいたします。

○9番（禰占通男） 歳入の8ページ、総務文教委員会ではちょっと購入車両についての車両タイヤの装備について質問したんだけど答えがないもんで、再度します。

今回新しく購入する予定の消防車両のタイヤの仕様はどのようになっているんですか。災害対応をするということだったので、普通のタイヤでは役立たないんじゃないかと思って聞いているんですけど。

○警防課長（中原広次） 今回購入予定の消防ポンプ自動車のタイヤについては、特に変わったタイヤではございません。なお、この車両については、緊急消防援助隊設備整備費補助金によって購入することとなりますので、この対象車両というのが、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車という名目になっております。

なお、この車両については、この交付要綱によって装備が示されておりまして、例えば、4輪駆動といったものが必要になってくる車両となっております。

○9番（禰占通男） 4輪駆動であれば、さらにまたノーパンクタイヤとか装備する必要はないんですかね。

○警防課長（中原広次） この交付要綱においては、特にそのようなことは示されておりませんので、通常のタイヤになります。

○9番（禰占通男） 22ページの土木費、空港費で備品購入費が約32万5,000円あるんですけど、当初予算から間もないこの6月に、この備品の購入費というのはどのようなものになるのか説明を求めます。

○企画調整課長（笹原正二） 今回の空港費のヘリポート管理費におきまして、消火器の購入になります。

これにつきましては、令和8年3月に実施いたしました防災ヘリ格納庫の消防設備点検におきまして、消火器の有効期限切れが判明したものがございました。

これに伴い、また自主点検を実施いたしました、さらにターミナルビル倉庫に保管していた消火器につきましても、使用期限が2年程度超過していたということが3本確認されましたので、これらを緊急にそろえなければならないということで、今回補正で上げたところでございます。

○9番（禰占通男） 期限切れの消火器は合計何本になるんですか。

○企画調整課長（笹原正二） 今回整備いたしますのが4本になります。

○9番（禰占通男） 私も若い頃、ちょっとしたぼやがあつて、百何十本使ったことがあるんだけど、その1割方は、もう使えないんですよね。作動しないのがある。そういうこともありますから、4本で多いのか少ないか分からないけど、消火器っていうのはちょっと余分に求めとったほうがいいんじゃないですか。

○企画調整課長（笹原正二） ただいま手持ちの資料に全体の本数をお持ちしておりませんが、基本的にはこの消火器の配置につきましては、枕崎ヘリポート消火救難業務運用要領に基づきまして配置を決定してございます。これにつきましては、国が定める空港における消火救難体制の整備基準というものがございまして、これに沿った消火器の配置となっております。

この中で、本市のヘリポートの基準によりまして、補助消火薬剤でありますとか、そういったものが規定されてございます。

それらをクリアするための今回の整備となっておりますので、必要な消火薬剤については確保されるということになっております。

○9番（禰占通男） あそこを再整備したときにまた消火栓も百何十万円かけて付けているんだけど、それもまだ健在で使用可能なんですか。

○企画調整課長（笹原正二） 委員のおっしゃるとおり使用可能となっております。

○9番（禰占通男） 12ページの総務費、ここの12に訴訟に係る弁護士というのがあるんですけど、34万1,000円は内容的にはどういうことですか。

○総務課長（山口太） これは3月議会の全員協議会でも御説明させていただいたかと思うんですけども、令和5年（ワ）第457号国家賠償等請求事件の訴訟終了に伴いまして、訴訟委任契約に基づいて、訴訟代理人であった顧問弁護士に報酬金34万1,000円を支払うものでございます。

その国家賠償等請求事件の概要を再度申し上げますと、原告の配偶者がいらっしゃって、原告の配偶者から、当時、母子支援の担当であった市の福祉課に、原告からDV被害を受けたという相談がありまして、市がその配偶者とその子供を支援対象として、緊急一時保護、あるいは母子生活支援施設への入所措置及びDV等の加害者が被害者の住民票の写しなどを取得することを制限する住民基本台帳事務における支援措置を実施したことにつきまして、原告は、これらの措置が要件を満たさない違法なものであって、これによって子供との交流を妨げられて、監護・養育への関与ができず、精神的苦痛を被ったとして、市と原告の配偶者に対し、連帯して損害賠償金275万円の支払いを求めて提訴していた訴訟でございます。

これについては、本年2月17日に鹿児島地方裁判所から、市に対する原告の請求を棄却する内容の判決が言い渡されました。

その後控訴期限の3月6日までに控訴の提起がございましたので、先ほど申し上げた鹿児島地方裁判所の判決が確定し終了したものでございます。

それとこの報酬金の34万1,000円の額につきましては、訴訟委任契約書におきまして、着手金は税抜25万円、報酬金は税抜37万5,000円、この範囲内で、訴訟により得られた利益をもとに双方協議して決定するとしておりましたので、その37万5,000円税抜内の34万1,000円ということで、訴訟終了後に、訴訟代理人と協議して決定したものでございます。

○委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようなので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第50号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本日の審査の結果については、6月26日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申し合わせのとおり、簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長

下 竹 芳 郎